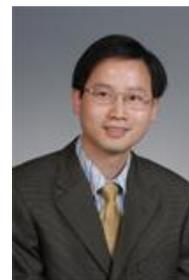


香港知的財産局の特許審査体制



China Patent Agent (H.K.) Ltd.
(香港特許法律事務所)

Mr. Owen Ma
(マネージャー 弁理士)

China Patent Agent (H.K.) Ltd.は、1984年3月に香港で設立され、中国における特許、商標、著作権、ドメイン名、不正競争などの権利取得手続から、訴訟、調停、許諾、譲渡および各種相談まで知的財産権に纏わる法的サービス全般を提供するとともに、香港での特許、商標および意匠の登録代行業務も行っている。所員は、総勢570名を超え、特許弁理士220名、商標代理人30名、弁護士資格所有者70名が所属している。Owen Ma氏は、特許出願部門のマネージャとして活躍している。

1. 香港知的財産局の位置づけと役割

香港知的財産局（IPD）は、中華人民共和国（PRC）の香港特別行政区政府の商務経済発展局（CEDB）の管轄下で、産業財産権問題を担う香港政府機関である。

IPDは1990年7月2日に設立された。IPDの管轄下には商標登録局、特許登録局、意匠登録局および著作権管理機関登録局があり、それぞれ商標登録、特許登録、意匠登録および著作権管理機関登録に関する業務を扱っている。

香港では、香港特許条例（第514章）および特許（一般）規則（第514C章）に基づき、2種類の特許、すなわち標準特許および短期特許を出願できる。

2. 標準特許

香港において、標準特許は「再登録制度」に基づいて付与される。“発明”に関する出願はまず、3つの指定特許庁：(i) 中国国家知識産権局（SIPO）、(ii) 欧州特許庁（ただし、英国を指定する特許であることが条件）、および(iii) 英国知的財産庁のいずれかに提出しなければならない。香港における標準特許は、いずれかの指定特許庁により付与された特許登録に基づいて付与される。

標準特許は出願日から最長20年の存続期間を有し、標準特許出願は以下に示す2段階の登録手続を経なければならない。

- 第1段階： 指定特許出願の公開日から6か月以内に、記録請求を提出する。
- 第2段階： 指定特許の付与日から6か月以内または記録請求の公開日から6か月以内のうち、いずれか遅い方の期間内に、指定特許出願の香港における登録・付与請求を提出する。

IPDの審査官は方式審査のみを行い、独自の実体審査は行わない。

第1段階における特許出願の方式審査において、方式要件が満たされている場合、その指定特許出願は登録簿に記録され、香港知的財産公報において公開される。記録請求も公開される。

第2段階において、方式要件が満たされている場合、その指定特許は登録され、香港知的財産公報において公告される。その後、香港特許が付与および公告される。

標準特許の特許可能性は、実体審査が指定特許庁により行われるため、指定特許庁の決定のみに依拠する。指定特許が付与されれば、香港における対応標準特許も付与される。

3. 短期特許

短期特許は出願日から最長8年の存続期間を有し、香港に直接提出することができる。

優先権が主張されている場合、最先の優先日から12か月以内に出願を提出しなければならない。1つの出願には1つの独立クレームしか含めることはできないが、従属クレームの数に制限はない。通常、香港における出願から特許権の取得までは、約半年から1年の時間を要する。

短期特許は、中国を指定国として実用新案特許を求める国際出願（PCT 出願）に基づいて提出することも可能である。この場合、国際出願の中国国内段階への移行後 6 か月以内、または SIPO による国内出願通知の発行日から 6 か月以内に提出しなければならない。

標準特許と同様、短期特許についても IPD は方式審査のみを行い、新規性または進歩性に関する実体的な調査および審査は行わない。

短期特許を出願する際に、特許協力条約の第 16 条に基づき指定されたいずれかの国際調査機関による調査報告書が要求されるものの、これは方式要件を満たすためのものにすぎない。方式要件が満たされていれば、短期特許は付与される。そのため、付与された短期特許が特許要件を満たしていない可能性もある。

4. 審査体制

現在、特許登録局の審査官は 12 名である。2016 年特許（改正）条例に従う独自付与特許制度の導入など重要な改正が 2019 年に予定されている。この改正に対応するため、特許登録局の規模が拡大され、実体審査の遂行能力を高めるために 5 名の審査官が追加される見込みである。ただし、本条例は本記事執筆時点（改正 2018 年 2 月）時点ではまだ発効しておらず、商務経済発展局長が公報において施行日を指定するまで効力は発生しない。

出典

1. 特許条例（第 514 章）
2. 特許（一般）規則（第 514C 章）
3. 香港知的財産局：www.ipd.gov.hk

（編集協力：日本技術貿易株式会社）